

埼玉県西部
環境管理事務所

都道府県による産業廃棄物処理業者への立ち入り検査は定期的に行われているが、保管量違反など軽微な違反は同じ業者が繰り返すケースが多い。是正させても繰り返される違反行為に対し、担当職員の意欲が減退することもあるだろう。こうした状況を打開するために埼玉県西部環境管理事務所が、違反の原因につながり得る排出時のルールを訴求するチラシを排出事業者向けに作成し、話題になっている。

埼玉県は以前から「産業廃棄物処理業から環境

出所：環境新聞 令和2年5月27日号

発行：株式会社環境新聞社

産業へのステーションアップ事業を行っているが、西部環境管理事務所ではこのステーションアップを支援する取り組みを実施している。担当者の伊原洋輔氏は、「法違反はなかなかゼロにはならないのが現状。通常、環境管理事務所の役割は立ち入り検査を実施して違反が見つかれば是正を促し、是正されたことを確認して終了だが、是正が一時的で同じ違反が繰り返される『イタチごっこ』の状況が散見される。なぜ違反が繰り返れるのか。突き詰めると顧客である排出事業者との関係からやむを得ず違反に至るケースがあることが分かった」と排出事業者へのアプローチが必要であることを指摘、最終目標となる違反ゼロに向けた道筋としてチラシを共同で作成するという「支援」が有効であることになどり着いたと話す。

チラシの作成は試験的に同事務所管内の3社向けに実施。チラシのデータ作成は県が行い、印刷

は処理業者が行ったが、ポイントはチラシを業者別の仕様に行っていることだ。伊原氏は「産業廃棄物業者によって排出事業者に訴求したいことが異なる。再生砕石を製造している業者であれば、石綿が再生砕石に混入しないようにしなければならぬので、この点を強調。また、積替え保管を行う処理業者のチラシには、リチウムイオンバッテリーやスプレー缶などが混入していると火災を誘発するため、写真を載せて強調した」とする。チラシ作りに参加した

産廃処理業者から高い評価を受けているというが、その理由の一つがチラシの発信元に産廃処理業者と県の担当課所名が連名で入っていることだ。「今回の件で産廃処理業者と話す機会を多く持った。その中で、各業者がマニフェストへの明記の必要性、契約書の作成義務などを排出事業者に説明しているが、お願いをしても聞いてくれないという声があった。それがチラシの発信元を行政と連名にすることで、聞いてくれるようになった」と効果を強調する。

一方、「チラシの完成までに何回もやり取りを重ねた業者もいた」と、処理業者から積極的取り組みに参加したことを示すのは同事務所の大野拓氏だ。「今回、ある処理業者とは約2時間話し合う機会を持った。結果、こちらが作成した案がブラッシュアップされたものに変化していった」と処理業者ごとに作り込みを行った。

今回のチラシ作成による支援は、県内の他の管理事務所にも波及している。「まずは全県に広げることを期待したい。いずれにしても、処理業者に能動的に参加してもらわないと、単なる押し付けになってしまう。そうならず広げていくには広報活動が必要だ。本庁の研修会や埼玉県環境産業振興協会のイベントで報告したり、関東近郊のさまざまな連合組織にPRできたと思う」とする伊原氏。SDGsに組み込んで可能性が広がることも示した。(武田信)